

車庫待ち等の形態で隔日勤務を行う自動車運転者に係る  
拘束時間が21時間を超える勤務の回数に関する協定書

株式会社 タクシー 代表取締役 と、株式会社 タクシー労働組合執行委員長  
は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（労働省告示）第2条第2項ただし書きの規定に基づき、拘束時間が21時間を超える勤務の回数に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就く自動車運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所（または 駅）において待機する就労形態のものとする。
- 2 上記1に該当する自動車運転者に2暦日についての拘束時間が21時間を超える勤務の回数は1箇月について 回以内とする。
- 3 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

株式会社 タクシー  
代表取締役

労働組合執行委員長

印

印